

令和7年第16回

荒川区教育委員会定例会

令和7年8月22日
於) 特別会議室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第16回定例会

1 日 時	令和7年8月22日	午後1時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	阿 部 忠 資 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記 八 木 敦 子 中 澤 礼 子
4 出席職員	教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 書 記 書 記 書 記 書 記	浦 田 寛 士 井 上 千 恵 福 木 妙 子 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 塩 尻 浩 原 田 正 伸 齋 藤 一 幸 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第25号 令和6年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について

議案第26号 財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について

議案第27号 令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について

(2) 報告事項

ア 専決処分した損害賠償額の決定について

(3) その他

○**教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和7年第16回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日5名出席でございます。

議事録の署名委員は八木委員及び中澤委員にお願いいたします。

5月23日開催の第10回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員の皆様から御意見等なければ、承認したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** ありがとうございます。それでは承認いたします。

また、6月13日開催の第11回定例会及び6月27日開催の第12回定例会の議事録を皆様にお送りしております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認していただき、何かお気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は審議事項が3件、報告事項が1件でございます。

まず、議案第25号「令和6年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」、教育総務課長から説明をお願いいたします。

○**教育総務課長** それでは、議案第25号「令和6年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和7年度荒川区議会定例会・9月会議で認定に付すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず、令和6年度一般会計教育予算の歳入のところを御覧いただければと存じます。各項の収入済額と収入率について御報告をさせていただきます。

款12使用料及び手数料388万6,581円、収入率が101.8%。款13国庫支出金7,864万200円、収入率が91.2%。款14都支出金6億4,260万1,955円、収入率が93.4%でございます。款19諸収入1,926万6,532円、収入率が71.2%。款20特別区債7億5,600万円、収入率が64.0%。教育関係の収入済額全体が15億39万5,268円、75.5%の収入になります。

その下の項目、歳出でございます。教育費全体で支出済額が132億3,608万3,571円、不用額については記載があるとおりでございます。後ほど詳しく説明をさせていただければと存じます。執行率につきましては85.0%となっております。

その内訳でございますが、教育総務費27億9,803万144円、執行率が88.3%。

小学校費70億2,554万6,986円、84.0%の執行率になります。中学校費25億100万4,751円、83.5%の執行率になります。校外施設費1億8,007万3,367円、執行率が89.0%。幼稚園費7億3,142万8,323円、執行率が87.8%になります。

おめくりいただきまして、5ページを御覧いただければと存じます。まず、歳入の内訳について御説明申し上げます。上の表につきましては、先ほどの記載のとおりでございますので、主な歳入の収入額についてご説明申し上げます。

分担金及び負担金についてはゼロでございます、使用料及び手数料につきましては教育使用料、学校の使用料などの目的外使用料などがございます。合わせまして、幼稚園、こども園の保育料がここに計上されているものでございます。

国庫支出金につきましては、子ども子育て施設支援整備交付金、その下、公立学校情報機器整備費補助金、こちらはパソコン関係のヘルプデスクなどが補助の対象となっております。続きまして、子ども子育て支援交付金につきましては、シルバー人材センターの安全パトロールや預かり教育などが対象となっております。

続きまして、都支出金につきましては、スクール・サポート・スタッフの補助金、これはそのままでございます。同じように、東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助金、これについても人件費の補助になります。その下、デジタル利活用支援員配置支援事業補助金につきましても人件費に補助をしているところでございます。学校マネジメント強化学業補助金につきましては、副校長事務補佐の歳入となっております。

諸収入につきましては、奨学資金貸付金の返還金などが計上されているところでございます。特別区債につきましては、先ほどの補助金のほかに、学校施設の改修などに伴うものに充当されているところでございます。

6ページを御覧いただければと存じます。表につきましては記載のとおりとなっております。

主な事業について申し上げます。児童交通安全対策につきましては、執行率96.4%でございます。長寿命化計画に基づきます改修工事費は73.3%の執行率でございます。タブレットPCを活用した学校教育の充実につきましては82.2%、学校パワーアップ事業89.8%、小・中学校英語教育の推進88.0%、特別支援教育の推進82.1%、教育相談事業体制の充実につきましては97.2%の執行率でございます。

続きまして、不用額の内訳でございます。主なものを記載してございますので御覧いただければと存じます。事業実績の減でございます。小・中学校、幼稚園の学校及び園管理費につきましては、光熱水費などの実績減でございます。施設整備費につきましては執行の減で

ございます。これは実績が減ったところになります。一般給食事業につきましては記載のとおりとなっております。

次に事業未実施でございます。これにつきましては、医療的ケア児学校生活支援という形で予算を計上してございましたが、対象となる児童生徒がおりませんでしたので、実施をいたしませんでした。教育用コンピューター運営費につきましては記載のとおりとなっております。

人件費につきましては人員配置の減でございます。

次に執行努力でございます。こちらは就学及び学校選択につきまして、届出等の電子化による執行努力でございます。

次に契約差金、こちらは予算に対する契約で、落札した金額の差金となっております。中身の施設整備費につきましては、実際に営繕工事などを行った分の差金が出たところでございます。同じように学校施設維持管理費につきましても施設の委託、例えば受水槽の委託などで差金が出ているところでございます。

教育用コンピューター運営費につきましては、児童生徒用のクロムブック賃貸借契約、その他の委託契約等の差金が生じているところでございます。

大きな内訳につきましては以上でございます。

この後、実際の決算説明書を添付してございますが、こちらは17ページ以降となっております。各事業の資料が課ごとに掲載しているところでございます。

私からの説明は以上となります。大変雑駁ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございますでしょうか。

○**紫田委員** 不勉強で申し訳ない。ちょっと教えていただきたいのですが、東京都の支出金が使われているスクール・サポート・スタッフと、インクルーシブ教育支援員、どんなことをしていращやるのか参考にちょっと教えていただけたら。金額等に関して全く異論はないのですけれども、教えていただけたらと思います。

○**指導室長** 私からはスクール・サポート・スタッフについて御説明を申し上げます。こちらは主に学校の教員が子どもに関わることに集中できるように、その周辺業務、例えば印刷をしたり、提出されたものを確認したりそうしたものを、今言われた学校の教員をサポートするという意味で配置された非常勤の職員のことでございます。

こちらは各校1名ずつ、現在のところ小・中学校とも配置をしているところでございます。以上です。

○**教育センター所長** 教育支援員ということですので、通常の学級と特別支援学級に各校1人ずつ配置しております。こちらについては授業の補助、それから見守り等に使っているものでございます。

○**繁田委員** 資格とかは何かあるのですか。

○**教育センター所長** 支援員につきましては教員免許を有する者となります。

○**繁田委員** ありがとうございます。

○**教育長** 今の件でいうと、各校に1名で、その分が都からお金が出ていると、そういうことですか。

○**教育センター所長** 通常の学級に小学校は1名ずつ、それから特別支援学級の設置校についてもプラス1名。中学校は通常の学級に1名ずつです。特別支援学級には配置されていませんので、各校1名ずつという配置になっております。これは東京都からお金が出ているものでございます。

○**教育長** 分かりました。都支出金という形になるわけですね、補助金として。

そのほか何かございますか。いろいろ多岐にわたっておりますので、決算の関係に限らず事業の関係でもこの機会にもしあるようでしたら。今後、区では9月以降、決算委員会というのが設置されて、その中でいろいろと、教育費も含めて議会と議論をしていきます。そういった意味で、6年度の執行状況ですとか事業の実施状況だとか、そういったものについて、議会の先生方と話し合いを進めていくための資料になっています。

それから、先ほど説明がありました不用額については、いろいろと議論の基にもなるもの、要するに計上したのに何で不用になったのかとか、そういう話なども出てくるものであります。それから、6ページの表の真ん中、この人件費実績減で人員配置による減というのはどういう意味なのでしょうか。この不用額の人件費実績減で3億5,283万1,000円。

これが人員配置による減とあるではないですか。これはどういう意味なのかということです。

○**学務課長** 人件費なのですけれども、当初想定している人数が、例えば10人であれば10人ぴったりという予算というわけではなくて、少し余裕を持たせた形で予算を持っております。これは教育委員会全体としての予算額になりますので、その中で実際に配置されて人件費として執行した率、あと、人件費は想定で積みますので、実際に配置された人が、例えば年齢が若い人が多いとか、組織上そのような構成になると人件費の執行率が下がっていくのと、人員もある程度余裕を持って人件費の枠として持っていますので、実際配置できた人員がそこまで満たない場合は、それが差額として出てきますので、実績減という形で数字として表れているものになります。

○**教育長** 分かりました。いろいろ項目があって疑問に思うようなものがもしあれば、御質問い

ただければと思います。教育委員会事務局としてしっかり把握しておかなければいけないものだと思います。

ほかにいかがですか。

○**長島委員** 個別のことではなくて、収入率とか執行率も含めて御説明いただきましたけど、昨年と比べてとか、例年と比べて何か特徴があるのか、大体このようなものであるのか、その辺どうでしょうか。

○**教育長** 5年度決算だとか4年度決算だとか表があれば、それと比較して大まかでいいので、傾向が説明できればと思います。

○**教育総務課長** 令和5年度の教育費全体の支出済額は93億7,950万円弱で、執行率は89.0%でございました。

○**教育長** 執行率が若干下がっていますね。

○**教育総務課長** そうですね。教育長のおっしゃるとおりでございます。

○**教育長** あと長島委員がおっしゃっていたのは収入率ですか。

○**長島委員** いや、大きな傾向で、例年大体このようなもののなか、令和6年度はちょっと大きくなっているとか、突出しているようなものがあるのか、ないのかぐらいのことがもし分かれば。

○**教育長** 例えば6年度でいうと、6ページを見ますと、主な事業の中でタブレットパソコン、これが33億円の予算現額に対して27億円とありますけれども、これは例年33億円というわけではないわけですね。

○**学務課長** 5年総額での金額ですので、毎年33億円とか27億円かかるものではございません。このタブレットにつきましては、当初の予定していた予算よりも、タブレット単体だけで見ると、プロポーザルの結果、10億円弱、安く契約ができましたので、全体で見ると大きな幅がありますが、単年度ごとで見ますと、そこまで大きな額にはならないですが、差額は契約差金という形で出ている状態になります。

○**教育長** 5年に一遍の更改の時期で大きな金額を積んで更改したということですね。若干執行率が低いですが、82%ですからそれほどでもないかなと。

○**教育施設課長** 工事の関係でいきますと、昨年度は峡田小の増築工事をスタートしておりまして、2年間の債務負担ではありますけれども、例年と比べますと大きな工事を1つしていると。それから、同じくひぐらし小につきましても、大々的に内部改修を行って普通教室化をしておりますので、その部分は例年の工事から比べるとかなり金額としては上がっている。それが全体の工事費、教育委員会の執行額の増につながっているものでございます。

○**教育長** 工事費が若干出たということにして、5年度に比べると全体的な予算というか執行も

多くなっているわけですね。

あとはいかがでしょうか。

○**八木委員** すみません。初めてこういうのを見させていただくので分からないので教えていただきたいのですが、例えば町レベルの行事とか、そういう決算ですと、予算書とほぼ同じ、ぴったり同じ金額で出てくるのですが、この執行率80何%というのは、それでよしとするとか、とてもいい使い方と呼ばれるものなののでしょうか。議会とかで、こんなに使っていないのではないかというようなことは出ないのでしょうか。本当に素人考えだと、95%ぐらいだったら、これだけの規模のものだったら、ほぼぴったりと思っていいのかなという気はするのですが。

○**教育総務課長** 重要な御指摘であると考えております。資料でいきますと、6ページに「不用額の内訳」とありまして、その中に5項目ありますけれども、どういう理由で不用となったのかについては、細かく分けております。例えばですが、光熱水費、事業実績の減でいきますと、光熱水費というのは、我々その予算計上をしていくに当たりましては、足りなくなった時に電気代、水道代が払えないということを避けるために、5%増し、10%増しで安全率をかけた上で多めに予算を確保しておく傾向がございます。また、この2番目の事業未実施は、予定していた事業や、該当する方がいらっしゃらなかったため、全く実施しないというところの未実施であったり、また、100万円かけて実施する事業を、80万円、つまり8割方の予算で執行努力で実施したりなどでございます。最後に契約差金ですね。実際に見込んでいた金額よりも安く落札したとか、こういったことで場面場面によって不用額が生じてくるといったところでございますので、可能な限り100%により近い形が、予算額に見合った決算が望ましいかとは、先生のご指摘のとおりだと思いますけれども、こういった理由で不用額が生じているといった状況でございます。

○**八木委員** ありがとうございます。

○**教育施設課長** 少しだけ補足で。教育施設課では、学校の不具合に対する工事をしているのですけれども、年度当初ある程度かなりの不具合があっても大丈夫なようにということで、修繕費等を多く持っております。ただ、工事なので、どうしても工事の期間がかかるということで、例えば年度末になってきたときに、もう期間がなくてできないものも発生してきています。現在は工事をそこまで短縮してやってくださいというのも難しい中で、どうしても最後の最後、できないものというのが残ってしまっているという状況がございます。

○**八木委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。多岐にわたっているのですが、後ほど気がついたことがあれば御質疑いただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を終了したいと存じます。議案第25号について御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、討論を終了いたします。

議案第25号について異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** 異議ないものと認めます。

それでは、議案第25号「令和6年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第26号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」、学務課長より説明をお願いいたします。

○**学務課長** それでは、議案第26号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」御説明いたします。

提案理由でございます。令和7年度荒川区議会定例会・9月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

財産の取得の目的でございます。荒川区立小学校の児童及び荒川区立中学校の生徒の机椅子を購入するものでございます。財産の種類につきましては、児童生徒用机及び児童生徒用の椅子でございます。

項番3番、財産の明細でございます。児童生徒用机592台、児童生徒用椅子592脚でございます。

項番4番、2つ合わせた取得金額でございます。総額で2,171万7,520円でございます。

項番5番、取得の方法でございます。地方自治法施行令第167条の4から第167条の9までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約でございます。

項番6番、本件契約の取得の相手方になります。取得の相手方は、荒川区荒川三丁目42番地4号、株式会社モリジムキでございます。

次ページ以降の資料につきましては、区長が議会で提出する議案の中身でございます。今、御説明した内容と同じでございます。その次の参考資料につきましては、7月30日に本件の入札が行われましたので、その入札の結果を示してございます。

御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございました。ただいまの説明について御質疑はございますでしょうか。

○**繁田委員** 椅子とか机は何年ぐらい使えるものなのですか。

○**学務課長** かつては入学して卒業したときにお渡しする形で、6年サイクルをやっていたのですけれども、それでは費用がかさむのと、あとは机、椅子をもらってもちょっと難しい御家庭があって、今はやめておりまして、学校の中でどれくらい不要かというのをこちらで調査をかけまして、大体毎年600、今回の台数に近い形が全学校合わせて不要と報告してきますので、その分を廃棄しています。実際はおおむね10年以上は使ってございます。

○**繁田委員** 以前はお子さんに差し上げていたのですか。

○**学務課長** そうです。平成22年度までなのですが、「ピッカピカの1年生に真新しい机とイスを」事業というのを、平成3年に始めまして22年度までやっていまして、6年間使用し、そのまま子どもたちが持って帰るというをやっていたのですが、その事業は平成22年度にやめました。23年度に入学した入学生は卒業時まで、持ち帰りは可としていますけど、それ以降は持ち帰りをしてございません。

現在は不要になったものは、委託をかけて廃棄という形で、リサイクルも一部行うように、その事業者には様書上を示して、定期的な入替えは行っています。あとSDGsの観点から、明らかに使えるものを廃棄するというのはあまり好ましくない、機械的にやるのではなくて、明らかに使用するに値しないものをしっかり学校で精査していただいて廃棄。その不足分とか、または学級増とか児童生徒が増えた分の購入を毎年行っている状態でございます。

○**繁田委員** ありがとうございます。

○**八木委員** うち子どもが4人おりまして、上3人は要らないというので遠慮させていただいたのですね。そのときにどこかの国に寄附をするというのがありまして、ではそちらでということをお願いしました。一番下だけ記念に持って帰ろうというので、今でも家に机と椅子があります。ありがとうございます。

○**学務課長** 大切にに使っていただいてありがとうございます。かつては、実際に引き取りを御遠慮される御家庭の分を諸外国に寄附という形はしていたのですけれども、なかなかそこもコストがかさむので難しい部分が出てきまして、そちらにつきましても、平成22年度の終了と同時にその方法も終了させていただいてございます。

○**教育長** 今の寄附の関係はどこの国というのは分かりますか。

○**学務課長** 申し訳ございません、今、手元に資料がないので。

○**教育長** 後ほど教えていただければと思います。確かにお持ち帰りになって、御家庭の中で活用していただければいいのですが、置き場所に困るなど、だんだん難しいかなというものあって、終了の方向に行ったのだろーと思います。6年間同じものを使って、それを思い出として持ち帰るという、そういう事業の一環だったと記憶しています。

○**長島委員** 入札したら入札の金額が違ってきたわけですが、机と椅子、こういう机と椅子ですと指定してというのは変ですけど、それぞれのところから違ったものが出てくるのではなくて、机と椅子は同じもので入札の金額が違うということなのですか。

○**学務課長** 基本仕様は毎年同じものにしてございます。現在ですけど、天板は国産材を使うと、東京都から補助金が出るという形ですので、今、天板は国産材を使っています。机椅子ですけども、よくあるのが5号、6号という形で、成長に応じて高さが違うものもあるんですけど、荒川区の場合は机椅子とも調整ができるものを指定していますので、中学校であっても小学校であっても高さ調整で幅を利かすことができますので、そういうものを毎年、仕様書上、規定いたしまして、そのような契約をして、各学校に配置しているというのが現状でございます。

○**繁田委員** インターネットで、JICAの記録とジャマイカ大使館の記録なのですが、荒川区教育委員会は2001年から毎年約1,500台の机と椅子をジャマイカ教育省に寄贈しており、ジャマイカ国内の小中学校で使用されているとの記録があります。また、ようこそ青年海外協力隊事業に加え、ジャマイカ教育省への机椅子の寄附、赤十字基金、大連の姉妹校との交流など多岐にわたる国際協力活動を行っていたことが、平成21年度業務実践報告書に記されています。

別の出典では、ドミニカ共和国にも寄贈していたという記録がありました。

○**教育長** ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。大体毎年このぐらい、592台とありますが、やはり年によってばらつきはありますか。

○**学務課長** 6年度であれば659台と600脚で、その前も600台少々で、例年600前後になっています。児童生徒数の入学具合によって若干変わりますが、例年学校から廃棄が出る数はそこまで大きく上下変動しませんので、例年その程度の台数になってございます。

○**教育長** わかりました。ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** ないようであれば御質疑を終了したいと存じます。

議案第26号につきまして、意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、討論を終了いたします。

議案第26号について異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** ありがとうございます。では、異議ないものと認めます。

それでは、議案第26号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第27号「令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」、教育センター所長より説明をお願いします。

○**教育センター所長** それでは、議案第27号「令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」御説明いたします。

提案の理由でございます。令和8年度に荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書を採択するものでございます。

内容でございます。令和8年度に荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書として、各学校が教科種目ごとに児童生徒の実態に応じた教科用図書を調査研究し、その結果を受けて教育委員会において採択いたします。

別紙にて、教科種目ごとの一覧にして、校長が選定、採択いただいた図書をまとめました。小学校13冊、中学校29冊になっております。令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択については、小中学校の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合は、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定によって、教科書により、当該学年用の文部科学省検定済みの教科用図書を使用することが適当でないときには、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるということになっております。

特別支援学級で使用する教科用図書は、いわゆる一般図書と呼ばれております。本区におきましては、東京都教育委員会が作成しております資料を参考に、各学校が使用する一般図書を調査研究することとなっております。今回は令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料及び令和7年度用一般図書契約予定一覧から、各学校が調査研究いたしました。東京都では、これら2種類の資料等示される一般図書について十分な調査研究を行っております。本区で使用する一般図書につきましても、基本として都立特別支援学校で使用する図書と同じものを使用することにより、各特別支援学級の児童生徒の状況に応じた適切な図書を選択することができると考えております。

本日は、令和8年度荒川区立小学校及び中学校特別支援学級で使用する一般図書の調査のまとめを報告しています。御審議よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございますでしょうか。

○**八木委員** ちょっと教えていただきたいのですが、この教科書を選定する場合も、選定委員会というのがあって、そこで先生方が調査研究したものを上げて、さらに審議するという形で

決まったものでしょうか。

○**教育センター所長** 各学校で子供の実態に応じて選んだものを集めたものになっております。

この本以外にも、文部科学省が定めた星本と呼ばれるこのような本がございます。お手に取っていただいて大丈夫ですので見ていただければ分かりますが、子供の状況に応じて選んで、使っていくものとなっております。

○**八木委員** 星の数によってどのような違いがあるのですか。

○**教育センター所長** 難しさが違います。星1つから星5つまでございまして、そのほかに使うのが今日出ているものでございます。

○**中澤委員** 小学校のほう、国語と算数だけなのですが、理科や社会は。

○**教育センター所長** 今、渡した星本が国語、算数、理科、社会とございます。音楽や家庭科もございますので、そちらのほうを利用しております。これで足りない分を今日お見せしている一般図書で補うということになっています。

○**教育長** これは毎年、選定して採択するわけですか。

○**教育センター所長** 毎年です。今お見せしている星本については文部科学省が定めたものですので、それ以外に東京都が示した一覧の中から毎年選んでいくという形になります。

○**長島委員** それは各学校で、うちの学校はこれを使いたいということで選んでいくのですか。

○**教育センター所長** 各学校で子供の状況が全部違いますので、各学校で選んでいます。

○**長島委員** ということは、学校によって違っている場合もあるということですか。

○**教育センター所長** そうですね。

○**繁田委員** 1つよろしいですか。先ほどの星の1つと3つの違いは何でしたか。

○**教育センター所長** 星1つの方がより易しくなっている、星が増えるごとに難しくなっております。大体小学校が星1つから星3つまでで、中学校になると星4つか5つとさせていただければ。

○**繁田委員** 小学校、中学校で区別しているわけではないのですね。分かりました。ありがとうございました。

○**教育長** ほかに何か御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第27号につきまして、意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、討論を終了いたします。

議案第27号につきまして異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、異議はないものと認めます。

議案第27号「令和8年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」は、原案のとおり決定いたします。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「専決処分した損害賠償額の決定について」、教育総務課長より説明をお願いします。

○**教育総務課長** 専決処分をいたしました損害賠償額の決定につきまして、御報告させていただきます。

こちら地方自治法の第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づいて議会に報告するものでございます。項番3の事故の概要から見ていただけると分かりやすいかと存じます。

区立第三中学野球部球部の生徒が校庭でバッティング練習をしておりましてところ、打球が校庭のネットを越えて隣の都立汐入公園の駐車場に止められていた車両の屋根に直撃してへこみが生じてしまったため、損害賠償ということで項番2でございます。車両物損事故といたしまして、相手方に対して（5）の損害賠償額を支払いして示談が成立しているところでございます。項番4の再発防止策といたしましては、校長のほうから事故の経緯を全教職員に伝えるとともに、野球部顧問に対して速やかに練習方法を見直して、再発防止に努めるよう指導したところでございます。

余談でございますけれども、部員のやる気を損なうことなく、めり張りのある練習メニューを構築して実施しているところも併せて報告を受けているところでございます。

大変雑駁ですが、以上、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

○**繁田委員** 先ほどおっしゃっていただいたのですが、練習方法の見直しというよりも、どこへ打っても大丈夫なようにネットとかそっちのほうの方が大事な。いたずらで起こったのであれば、生徒を注意しないといけないのでしょうかけれども、練習で頑張った結果だとしたら、そっちのほうもお考えいただけるといいかなと。

○**教育総務課長** おっしゃるとおりでございます。力を込めて打つバッティングについては、至近距離に2メートルの防球ネットを、それで強く打っていただくとともに、校庭全体で実施する練習については、コンパクトな打撃を軸として展開していくようにと。

また、ぶつけてしまった御本人さん、当初はすごく落ち込んでいたようですが、校長から落ち込む必要はないと。きちんと手続をしますから、この際、逆に社会勉強としてこういっ

たことで区からこういう損害賠償の手続を取って、きちんと相手方に対応していくのだという学びにもなったというところで報告を受けてございます。また、引き続きめり張りのある練習を現在も実施していると報告を受けているところでございます。

○**繁田委員** ありがとうございます。

○**八木委員** そういう場合、保険に入っているとかはしないのですか。

○**学務課長** 区が行う事業だけではなく、区が行う行為、学校もそうなのですが、事故等損害賠償が発生した場合は、特別区の自治体賠償責任保険というものに加入していますので、そこから保険という形で出るのですが、区としてそれに補填する形で費用を出さなければいけないので、今回は専決処分という形で額を出していただきました。最初は区が相手方にお支払いするのですが、それに対して保険が利くという形になりますので、保険の範囲内での補償というのが基本ベースにはなります。

○**八木委員** ありがとうございます。

○**教育長** 三中の地図というか、分かりやすいようにそれを委員の先生方にお見せしてください。生徒が一生懸命練習した結果ですので、落ち込む必要はなくて、これからも頑張してほしいと思っています。

○**中澤委員** ネットの高さは大体決まっているものなのですか。4メートル。

○**教育総務課長** 4メートルとかなり高いネットを配備してございまして、こちらを5メートル、6メートルにするとしますと、転倒というのですかね、風、台風などのそういう安全面を考慮しますと、やっぱり4メートルが目いっぱいというところを伺ってございますので、4メートルのネットで対応させていただければと存じます。

○**中澤委員** ひぐらし小学校のサッカーでもたまに超えてしまって、通行人がたまたまいなかったと何度か聞いたことがあります。4メートルだと結構、キック力も6年生ぐらいになるとあるので、わざと高く蹴ることもあると思うのですけど。

○**教育施設課長** 三中に関しましては、確かに川沿いということもあります。校庭が広いので、至近でやらないというのがある中で、どの高さがいいかというところで4メートルにしております。今のお話でいくと、かなり強い当たりだったので越えてしまったということですが、委員お話になった、例えばひぐらし小ですと、校庭がそこまで大きくないので、結構至近でボールを蹴ったりというところがございます。校庭の材質もちょっと跳ねやすいものだというのがあるので、一度高くはしているのですが、それでも越えてしまうこともあるというのは、昨年度もお声を頂いております。

ただ、あれもなかなかこれ以上高くするとすると、やはり構造的にどうかなというものもあるので、学校の先生にはなるべく出ないようにというお話を差し上げているところでござい

ます。

○**教育長** 荒川区は有名なメジャーリーガーですとかスポーツ選手を輩出しておりますので、ぜひこの生徒も頑張っていたいただければと思います。

○**繁田委員** 将来エピソードになるといいですね。有名になったときに。中学校の頃に、こんなことがありましたという。

○**教育長** そうですね。あと、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それではこの件につきましては、以上で終了したいと存じます。

続いてその他の報告事項ですが、教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○**教育総務課長** 今回につきまして、特に日程の修正はございません。9月に入ってきますと運動会、また周年行事もございますので、こちらも次回以降、教育委員の先生方に御案内を申し上げて、出欠確認をさせていただければと存じます。

雑駁ですけれども、以上でございます。

○**教育長** ありがとうございました。それでは以上をもちまして、教育委員会令和7年第16回定例会を閉会いたしたいと存じます。

—了—